

総合特別区域推進本部（第3回）  
総合特別区域における国と地方の協議のための合同会議  
議事要旨

1 日 時 平成24年1月18日（水）16時35分～16時50分

2 場 所 総理大臣官邸小ホール

3 出席者 配布資料参照

4 議事要旨

(1) 川端総合特別区域担当大臣から、会議の開催趣旨について、「今後、国と地方の協議を進めていくに当たり、国の今後の取組姿勢について確認をするとともに、地方公共団体に対しても御協力をお願いするためのもの」とする説明があった。

(2) 開会に当たり、政府側代表として、藤村内閣官房長官から、「本日の会合を出発点として、国と地方が一体感を持って総合特区に取り組んでいくべく、国側、そして地方側、双方の皆様の御尽力をお願いしたい」旨の挨拶があった後、国側及び地方側双方に対して、以下の発言があった。

- ・各府省庁においては、政策課題の解決の実現に向けて、迅速かつ誠実に協議を行い、地方から提案された規制の特例措置等の一層の充実・強化、重点的な支援措置の実施を図るよう、積極的に前向きな対応を行っていただきたい。
- ・指定地方公共団体においては、総合特区の推進に当たり、国への提案のみならず、地域独自の取組など地方の本気度をもって取り組んでいただき、総合特区が日本再生、新成長戦略の実現に向けた政策課題解決の突破口となるべく、協力をお願いしたい。

(3) 地方側から次のような主旨の発言があった。

- ・国際戦略総合特別区域については、「国と地方が一体となって、それを実現していく上での取り組みであり、各地域とも、強み・特色を活かし、知恵を絞りながら、しっかりと取り組み、国の成長戦略の実現に貢献し、この国の経済発展、国力の維持・強化に役に立ちたい。国においては、地方の自立的な取組等について、実現性、実効性の観点から支援等をいただきたい」旨の発言があった。

- ・地域活性化総合特別区域については、「これから、それぞれが目標に向かい、本格的に取組を展開していく。目標達成には困難を伴うこともあろうかと思うが、期待に応えられるように取り組んでいく」旨の発言があった。
- ・その他、地域活性化総合特別区域における法人税の軽減措置の制度化について発言があった。

(4) 会議運営規則及び今後の進め方について内閣官房地域活性化統合事務局より、資料に基づき説明を行い、協議会の会議運営規則及び今後の進め方について、案のとおり了承された。

(5) 閉会にあたり、川端総合特別区域担当大臣から「今後、総合特区の具体的な内容について、引き続き、国と地方とで協議を行い、速やかに、特区計画が実現できるようにしていきたい」旨の挨拶があった。

(以上)